

豊橋市内に事業所のある中小事業者の皆様へ

『奨学金返還支援補助金対象事業者』に登録
して、あなたの会社に若者を呼び込みましょう!

人材確保 に奨学金返還支援の活用を

豊橋市では、地元中小事業者に就職し、市内に住む若者に対する奨学金返還支援事業を行っています。

とよはして 働く若者を応援

1人あたり補助額最大54万円（月額15,000円）を
3年間で市と半分ずつ支援

事業者協力額
7,500円
×
36カ月



市支援額
7,500円
×
36カ月

対象事業者の要件

次の要件をすべて満たす事業者

- ✓ 市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体
- ✓ 本人へ交付する補助金額の2分の1の額の協力金の納付が可能
(風営法等の規制にかかる企業は対象外)

詳細は
裏面

詳細ホームページはこちら



対象事業者のメリット

- ★市のホームページでPR
- ★対象事業者ロゴマークを付与
(名刺、チラシ、パンフレット、ホームページに使用可能)

QRから対象事業者一覧をチェック



とよはして
働く君を
応援

対象企業
拡大中!

問合せ 豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（市役所東館10階）

☎ 0532-51-2437

✉ shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



対象事業者の登録をするには

STEP1 制度の詳細・申請書類はホームページから  STEP2
ダウンロード

登録に
必要な
書類

- ①対象事業者登録申請書 ②企業協力金納付同意書
③企業概要が分かる書類

[注意] 業種・資本金・従業員数・所在地が明記されていること
例) 会社パンフレット、ホームページ掲載済みの企業概要ページの写しなど



郵送で提出、
または窓口へ持参

(数日で市ホームページの
対象事業者紹介ページ
に掲載)

補助金の交付対象者

対象事業者に正規雇用として就職し、次の要件を **すべて満たす方**

- 大学等^{※1}を卒業し、就職時の年齢が35歳未満
- 豊橋市内に居住
- 豊橋市内事業所に勤務^{※2}
- 在学中に奨学金の貸与を受け、返還滞納なし

[注意] 交付対象者は就職した **翌年度の7月末まで** に会社経由で登録申請を提出する

※1 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校(修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に限る)・高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部

※2 勤務地要件や、補助開始時期には例外あり。詳しくは市ホームページをご覧ください。

補助期間

奨学金返還開始月から
3年間^{※2}

補助金額

1人当たり 月額15,000円
(3年間で540,000円)

企業協力金額: 月額7,500円
(3年間で270,000円)

補助金の交付と 企業協力金のイメージ

例: 4月新卒採用・
10月から奨学金返還
開始の場合

	補助額 (うち企業協力額)	補助対象期間 (月数)
1年目	75,000円 (37,500円)	10月～2月 (5か月分)
2年目	180,000円 (90,000円)	3月～2月 (12か月分)
3年目	180,000円 (90,000円)	3月～2月 (12か月分)
4年目	105,000円 (52,500円)	3月～9月 (7か月分)

よくある質問 Q&A

Q 勤務先が途中から市外に変わったら?

A 本社が豊橋市外の場合



市内事業所に勤務中に補助対象者登録をされた方であれば、市外の事業所勤務になった場合も、市内に居住していれば対象となります。初めから市外事業所勤務の場合は対象になりません。

本社が豊橋市内の場合

配属先が初めから市外、又は途中からでも、市内に居住していれば対象になります。

Q 退職したら?

A 補助金の交付申請ができる方は、毎年2月末時点で補助対象者の要件を満たす方になります。
2月末の時点で会社を退職している場合は、その年度分の補助金は申請できません。

企業に奨励金を支給します! ~首都圏からの移住者を雇用すると、1人につき10万円~

申請方法は?

首都圏在住者で65歳未満の就労者を正規雇用し、6か月経過した日から
6か月以内に豊橋市へ申請してください。

豊橋市UIJターン就業奨励金
詳しくはこちらから



移住支援金対象法人に登録し、求人を掲載しましょう! 企業負担なし! 掲載料無料!

対象求人とは?

移住支援金対象法人が、あいちUIJターン支援センターWebサイトに掲載
している求人のことで、この求人情報は民間求人サイトにも掲載されます。

移住支援事業 (移住支援金の交付)
詳しくはこちらから

